# 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護・医療保険)

## 1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社 EL
主たる事務所の所在地	〒559-0002 大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目 18-21-901
代表者(職名・氏名)	代表取締役 木田 章代
設立年月日	平成 26 年 1 月 24 日
電話番号	電話番号 06-6115-7491 ファックス番号 06-6115-7492

## 2. 事業所の概要

事業所名	イーエル訪問看護リハビリステーシ	ョン
所在地	〒559-0002 大阪市住之江区浜口	東 3-5-18 グリーンパーク浜口東 1F
電話番号	電話番号 06-6115-7491 ファック	ス番号 06-6115-7492
指定年月日・事業所番号	令和5年4月1日	2765990326
管理者名	新井 由紀	
サービス提供地域	大阪市住之江区	

## 3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人	員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名	(常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に 合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	4名 2名	(常勤) (非常勤)
理学療法士		1名 0名	(常勤) (非常勤)
作業療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に   合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを   提供します。	0名 0名	(常勤) (非常勤)
言語聴覚士	「症穴しより。	0名 0名	(常勤) (非常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名 0名	(常勤) (非常勤)

## 4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日~金曜日まで	
ただし、祝日(振替休日を含む)及び	午前 8 時 30 分~午後 5 時 30 分
年末年始(12月31日~1月3日)は除きます。	

<sup>※</sup>利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

## 5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察 (血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護 (清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
  - ※訪問看護事業所における、理学療法士等の訪問は、

看護業務の一環としてリハビリテーションを行っているものであり、 看護職員の代わりに実施しているという位置づけになります。

- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護
- 6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照 医療保険負担額 割

## 7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、 生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- (3) 指定訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、 看護師によるサービスを定期的、月1回以上の提供とさせていただき、全身状態の観察、及 び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援 できるように支援いたします。

#### 8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

#### 9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は
- サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求 月の 末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。
- (ア)事業者指定口座への振り込み
- (イ)利用者指定口座からの自動振替
- (ウ)現金支払い

お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。 (医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

#### 10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名 : イーエル訪問看護リハビリステーション連絡先 : 06-6115-7491

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。 当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利 用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金 : 2,000円

#### 11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

## 12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	06-6115-7491	FAX番号	06-6115-7492
担当者	管理者 新井 由紀		
その他	相談・苦情については、管理者及 も、対応した者が必ず「苦情相談記す。		

#### 13. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 1 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- 2 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- 3 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

#### 14. 重要事項説明の年月日

私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

	所 在	地	大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目18-21-901
事	法 人	名	株式会社 EL
業	代表者	名	代表取締役 木田 章代
者	事業所	名	イーエル訪問看護リハビリステーション
	説明者氏	名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	主 所
	氏 名
代理人	主 所
	氏 名

# 重要事項説明書

(訪問看護) 【R6.6.1~】

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、 指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するも のです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 EL
代表者氏名	代表取締役 木田 章代
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目18-21-901 電話06-6115-7491・ファックス番号06-6115-7492
法人設立年月日	平成26年1月24日

- 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について
- (1) 事業所の所在地等

事業所名称	イーエル訪問看護リハビリステーション
介護保険指定事業所番号	大阪市指定(指定事業所番号)2765990326
事業所所在地	大阪市住之江区浜口東三丁目5番18号グリーンパーク浜口東1F
連 絡 先	電話 06-6115-7491・ファックス番号 06-6115-7492
相談担当者名	(管理者 新井 由紀)
事業所の通常の	十匹士庁ラエ豆
事業の実施地域	大阪市住之江区

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	第1条 株式会社 EL が設置するイーエル訪問看護リハビリステーション (以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護〔指定介護予 防訪問看護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護 予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格 を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場 に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する ことを目的とする。
	(指定訪問看護の運営の方針) 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して 適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供 を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス の提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して 適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供 を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

## 運営の方針

- 第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族 に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ 情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条 例第31号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供に当たっては、事業
所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないもの
とする。

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月31日から1月3日までを除く。
営	業時	間	午前8:30から午後17:30までとする。

# (4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月31日から1月3日ま でを除く。
サービス提供時間	午前7時から午後10時までとする。

# (5) 事業所の職員体制

管理者	新井 由紀
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ul><li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li><li>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li><li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li></ul>	常 勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ul> <li>指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</li> <li>主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。</li> <li>利用者へ訪問看護計画を交付します。</li> <li>訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</li> <li>指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</li> <li>利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</li> <li>利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</li> <li>サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li> </ul>	常 勤 1名

看護職員 (看護師・ 准看護師)	<ul><li>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</li><li>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</li></ul>	常勤 1 名以上 非常勤 1 以上名
理学療法士等	<ul><li>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</li><li>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</li></ul>	常 勤 1名 非常勤 名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 1名 非常勤 名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成 した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向
初向有護計画のTFIX	や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具
	体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。
	具体的な訪問看護の内容
」 ・訪問看護の提供	① 医療保険・介護保険対応
初回有護の徒供 	② 緊急時・24 時間対応体制
	③ 終末期の看護
	④ 小児訪問看護・精神疾患や認知症の看護

#### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

#### 【 指定訪問看護ステーションの場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額					
り一こへ提供区方	异处块口	川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1割		3割			
昼 間 ( 8時 ~ 18時	昼 間 (8時~18時)							
20分 未満 (314単位)	看護師による場合	3, 491 円	350 円	696 円	1, 048 円			
30分 未満 (471 単位)	看護師による場合	5, 237 円	524 円	1,048円	1,572円			
3 O 分以上 (1, 128 単位) 1 時間 未満	看護師による場合	9, 151 円	916 円	1, 831 円	2, 746 円			
1 時間 以上 (1,128 単位) 1 時間 3 0 分 未満	看護師による場合	12, 543 円	1, 255 円	2, 509 円	3, 763 円			

※准看護師による場合は 基本単位数×90%になり、介護報酬額は単位×11.25円となります ※早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます

#### 【 理学療法士等による訪問の場合 】

サービス提供区分		提供時間帯		介護報酬額	ご利用者様負担額		
				川で受力が日から	1割	2割	3割
1日に2回までの	場合	昼間	(294 単位)	3, 269 円	327 円	654 円	981 円
1日に2回を超えて行	テう場合 昼	<b>昼間</b>	(265 単位)	2,946 円	295 円	590 円	884 円

※早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から	午前8時から	午後6時から	午後 10 時から
時間帯	午前8時まで	午後6時まで	午後 10 時まで	午前6時まで

加算名称	介護報酬額	利用者負担額		算定回数等	
加异石怀	刀 最大区间 位	1割	2割	3割	异化凹数守
緊急時訪問看護加算 I (訪問看護ステーション) ( 600 単 位 )	6,672 円	668 円	1, 335 円	2, 002 円	1月につき
特別管理加算(I) (500 単位)	5, 560 円	556 円	1, 112円	1, 668 円	1月につき
特別管理加算(II) ( 250 単 位 )	2, 780 円	278 円	556 円	834 円	ואוניספ
ターミナルケア加算 ( 2500 <b>単 位</b> )	27, 800 円	2, 780 円	5, 560 円	8, 340 円	死亡月に1回
初 回 加 算 II ( 300 単 位 )	3, 336 円	334 円	668 円	1,001円	初回のみ、1回につき
退院時共同指導加算 ( 6 0 0 単 位 )	6, 672 円	668 円	1, 335 円	2, 002 円	1回につき
複数名訪問看護加算(I)	2,824円	283 円	565 円	848 円	1回につき(30分未満)
(254単位)(402単位)	4, 470 円	447 円	894 円	1, 341 円	1回につき(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ)	2, 235 円	224 円	447 円	671 円	1 回につき(30分未満)
(201単位)(317単位)	3, 525 円	353 円	705 円	1, 058 円	1回につき(30分以上)
長時間訪問看護加算 (300単位)	3, 336 円	334 円	668 円	1,001円	1回につき
要介護5の者の場合 (+800単位) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所と連携する場合〉	8, 896 円	890 円	1, 780 円	2, 669円	1月につき

- ※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者に対して訪問 看護を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。
  - 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は上記金額の 85/100 となります。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び 訪問看護計画に位置付けられた時間数 (計画時間数) によるものとします。なお、計画時間 数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の

変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が 定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っ た場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりで す。
  - ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
  - ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈 栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧 呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けてい る状態
  - ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
  - ④ 真皮を超える褥瘡の状態
  - ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(I)は②~⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、 その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、他系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める 状態
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。 なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における 必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算 定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算 I は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算 II は、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。 なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合している ものとして大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算 します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】 上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供 証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた 居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

#### 4 その他の費用について

4 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2						
	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。					
<b>企 大汉</b> 典	なお、自動車を使用した場合は((1)実施地域を越えてから片道10					
① 交通費	キロメートル未満 500円					
	(2)実施地域を越えてから片道 1	0キロメートル以上 1000円				
	)により請求いたします。					
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただ					
	いた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきま					
	す。					
② キャンセル料	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です				
	12 時間前までにご連絡の場合	1提供当りの料金の				
	12 時间削までにこ建裕の場合 	50%を請求いたします。				
	   12 時間前までにご連絡のない場合	1提供当りの料金の				
	12 時間的よくにこ建裕のない場合	100%を請求いたします。				
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。						

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等

- ア 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの 合計金額により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月25 日までに利用者あてお届け(郵送)します。
- ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等
- ァ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のい ずれかの方法によりお支払い下さい。
  - (ア)事業者指定口座への振り込み
  - (イ)利用者指定口座からの自動振替
  - (ウ)現金支払い
- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、 領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願い します。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあ ります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正 当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から 30 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支 払いいただくことがあります。
- 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する 訪問看護員の変更を希望される場 合は、右の相談担当者までご相談 ください。 ア 相談担当者氏名 新井 由紀

イ 連絡先電話番号 06-6115-7491

同ファックス番号 06-6115-7492

ウ 受付日及び受付時間 (月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月31日から1月3日までを除く。)

- ※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の 人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。
- 7 サービスの提供にあたって
- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が 行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていな い等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利 用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援 助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用

者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。
- 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 新井 由紀
虐待防止に関する担当者	管理者 新井 由紀

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。
- 9 秘密の保持と個人情報の保護について

9 秘密の保持と個人情報の保護につい	
① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul> <li>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</li> <li>事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
② 個人情報の保護について	<ul> <li>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li> <li>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結</li> </ul>

果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

#### 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡 します。

## 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を 速やかに行います。(別紙参照※1)

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名あんしん総合保険

補償の概要 ステーション賠償責任保険

#### 12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を 求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写し を、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを

提供した日から5年間保存します。

- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

#### 16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

#### 17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 18 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて
  - このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした 日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
  - (1) 訪問看護計画を作成する者

<u>氏 名 新井 由紀</u> (連絡先: 06-6115-7491 )

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

_ <u>/</u>	лен то те таке и				9 22 27
曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
	1週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額				

## (3) その他の費用

① 交通費の有無	無 サービス提供1回当り…0円
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

(4) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス 内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。
- 19 サービス提供に関する相談、苦情について
  - (1) 苦情処理の体制及び手順
    - ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため の窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
    - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
      - ・苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う
      - ・相談担当者は、把握した状況を従業者とともに検討を行い、対応を決定する。
      - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する)

#### (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所 在 地 大阪市住之江区浜口東三丁目5-18 グリーンパーク浜口東101号 電話番号 06-6115-7491 ファックス番号 06-6115-7492 受付時間8:30-17:30(土日祝休み)
【区役所(保険者)の窓口】 (利用者の居住する区の区役所介護 保険担当部署の名称)	別紙参照※2
【市役所(保険者)の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 (指定・指導グループ)	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 電話番号:06-6241-6310 FAX:06-6241-6608 受付時間 9:00 ~ 17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地 大阪市中央区常盤町一丁目 3 番 8 号 中央大通 F N ビル 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)

## 20 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無				
実施した直近の年月日	年	月	日	
実施した評価機関の名称				
評価結果の開示状況				

#### 21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、利用者に説明を 行いました。

	所 在 地	<u>t</u>	大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目18-21-901
事	法 人 名	3	株式会社 EL
業	代表者名	3	代表取締役 木田 章代
者	事業所名	, 1	イーエル訪問看護リハビリステーション
	説明者氏名	, 1	新井 由紀

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所
	氏 名
/b.Tm [	住所
代理人	氏名

## 【住之江区の窓口】 大阪市住之江区保健福祉センター

所 在 地:大阪市住之江区御崎3-1-17 電話番号:06-6682-9859 FAX:06-6686-2040

受付時間:9:00~17:30

【居宅介護支援事業者】 ケアプランセンター 担当者:

所在地:大阪市 電話番号:06-

#### 苦情対応の窓口

## 【住之江区の窓口】 大阪市住之江区保健福祉センター

所 在 地 大阪市住之江区御崎3-1-17 電話番号 06-6682-9859 FAX: 06-6686-2040 受付時間 9:00~17:30

#### 【平野区の窓口】

大阪市平野区保健福祉センター

所 在 地 大阪市平野区背戸口3-8-19 電話番号 06-4302-9857 FAX: 06-6702-4315 受付時間 9:00~17:30

#### 【生野区の窓口】

大阪市生野区保健福祉センター

所 在 地 大阪市生野区勝山南 3-1-19 電話番号 06-6715-9857 FAX: 06-6715-9967 受付時間 9:00~17:30

#### 【阿倍野区の窓口】

大阪市阿倍野区保健福祉センター

所 在 地 大阪市阿倍野区文の里1-1-40 電話番号 06-6622-9857 FAX: 06-6629-1349 受付時間 9:00~17:30

#### 【東住吉区の窓口】

大阪市東住吉区保健福祉センター

所 在 地 大阪市東住吉区東田辺 1-13-14 電話番号 06-4399-9857 FAX: 06-6629-4580 受付時間 9:00~17:30

#### 【住吉区の窓口】

大阪市住吉区保健福祉センター

所 在 地 大阪市住吉区南住吉 3-15-55 電話番号 06-6694-9857 FAX: 06-6694-9692